

議 案 第 50 号

松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の改正に伴い、公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準等を定めるため。

松戸市下水道条例の一部を改正する条例

松戸市下水道条例（昭和56年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条—第3条）」を

「第1章 総則（第1条—第3条）」

第1章の2 公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準等（第3条の2—第3条の7）」

に改める。

第1条中「使用」の次に「、施設の構造の技術上の基準等」を加える。

第3条中第12号を第14号とし、第3号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 「排水施設」とは、法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(4) 「処理施設」とは、法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準等
(公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の5までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第3条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるお

それのないものとして規則で定めるものを除く。) にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第3条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{きよ}その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) またはマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第3条の5 処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、第3条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第3条の7において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
（終末処理場の維持管理）

第3条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置を講ずること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する施設であつて、この条例による改正後の松戸市下水道条例第3条の3から第3条の5の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものであるについては、この限りでない。